

○大野市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成13年3月28日

規則第1号

改正 平成24年12月25日規則第34号

平成25年3月27日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、大野市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成24年条例第40号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、毎年度、前条の規定により交付申請のあった議員について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該議員に政務活動費交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(交付請求)

第4条 議員は、政務活動費の交付日の9日前までに、市長に対し政務活動費交付請求書（様式第3号）を提出するものとする。

(収支報告書の写しの送付)

第5条 議長は、条例第6条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理及び保管)

第6条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製し、これを当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(その他の事項)

第7条 この規則に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成 2 4 年規則第 3 4 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 2 5 年 3 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の大野市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に市長に提出する政務活動費交付申請書、政務活動費交付請求書及び市長が通知する政務活動費交付決定通知書から適用し、この規則の施行の日前にこの規則による改正前の大野市議会議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定により市長に提出した政務調査費交付申請書、政務調査費交付請求書及び市長が通知した政務調査費交付決定通知書については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 5 年規則第 2 7 号）

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

大野市長 殿

(大野市議会議長経由)

議員名 ㊟

政 務 活 動 費 交 付 申 請 書

大野市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条の規定により、
下記のとおり政務活動費の交付を申請します。

記

交付申請額(〇〇〇〇年度分) 円

様式第2号(第3条関係)

大野市指令第 号
年 月 日

大野市議会議員

殿

大野市長 印

政務活動費交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、大野市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条の規定により通知します。

記

〇〇〇〇年度政務活動費交付決定額 円

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

大野市長 殿

(大野市議会議長経由)

議員名 ㊦

政 務 活 動 費 交 付 請 求 書

大野市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条の規定により、
下記のとおり政務活動費を請求します。

記

金 円
ただし、〇〇〇〇年度分として

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 4 条関係)